

令和 8 年 第 2 回

伊根町議会定例会会議録

令和 8 年 6 月 4 日（第 1 号）

伊 根 町 議 会

令和 8 年 第 2 回（定例会）

伊根町議会 会議録（第1号）

招集年月日	令和8年 6月 4日 木曜日						
招 集 場 所	伊根町コミュニティセンター ほっと館 ふれあいホール						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	令和8年 6月 4日 9時30分			議 長	佐 戸 仁 志	
	散 会	令和8年 6月 4日 11時06分			議 長	佐 戸 仁 志	
応(不応)招 議 員 及 び 出席並びに 欠 席 議 員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 9名 欠席 0名
	1	上 辻 亨	○	6	大 谷 功	○	
	2	長谷川貴之	○	7	和 田 義 清	○	
	3	松 山 義 宗	○	8	濱 野 茂 樹	○	
	4	向井久仁子	○	9	佐 戸 仁 志	○	
	5	山 根 朝 子	○				
地方自治法 第121条 の規定によ り説明のた め出席した 者の職氏名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席11名 欠席 0名
	町 長	吉 本 秀 樹	○	保健福祉課長	石 野 靖	○	
	副 町 長	上 山 富 夫	○	地域整備課長	橋 本 利 将	○	
	教 育 長	岩 佐 好 正	○	教育次長	小 山 晋 司	○	
	総務課長	横 川 純	○	会計管理者	中 川 雅 貴	○	
	企画観光課長	千 賀 和 孝	○	代表監査委員	森 下 繁 之	○	
	住民生活課長	森 田 連 三	○				
職務のため 出席した者 の 職 氏 名	議 会 事務局長	倉 正 人	○	主 任	山 田 洋 美	○	
会 議 録 署 名 議 員	2番	長谷川貴之		5番	山根朝子		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付 した 事 件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

令和 8 年 第 2 回 伊根町議会定例会

議事日程 (第 1 号)

令和 8 年 6 月 4 日 (木)

午 前 9 時 3 0 分 開議

- | | | |
|---------|------------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第 2 | 会期の決定 | |
| 日程第 3 | 諸般の報告 | |
| 日程第 4 | 行政報告 | |
| 日程第 5 | 議案第 2 5 号 | 専決処分の承認を求めることについて (令和 7 年度伊根町一般会計第 8 回補正予算) |
| 日程第 6 | 議案第 2 6 号 | 専決処分の承認を求めることについて (伊根町介護保険条例の一部改正) |
| 日程第 7 | 議案第 2 7 号 | 専決処分の承認を求めることについて (伊根町国民健康保険税条例の一部改正) |
| 日程第 8 | 議案第 2 8 号 | 専決処分の承認を求めることについて (伊根町町税条例の一部改正) |
| 日程第 9 | 議案第 2 9 号 | 令和 8 年度伊根町一般会計第 1 回補正予算 |
| 日程第 1 0 | 議案第 3 0 号 | 令和 8 年度伊根町国民健康保険特別会計第 1 回補正予算 |
| 日程第 1 1 | 議案第 3 1 号 | 伊根町放任果樹伐採事業分担金徴収条例の制定について |
| 日程第 1 2 | 議案第 3 2 号 | 伊根町議会議員及び伊根町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について |

日程第 1 3	議案第 3 3 号	伊根町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
日程第 1 4	議案第 3 4 号	伊根町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 1 5	議案第 3 5 号	財産の取得について（多機能型小型動力ポンプ付積載車）
日程第 1 6	議案第 3 6 号	財産の取得について（クライアント端末）
日程第 1 7	議案第 3 7 号	令和 7 年度伊根漁港水産物供給基盤機能保全工事その 2 請負契約の締結について
日程第 1 8	議案第 3 8 号	京都地方税機構規約の変更について
日程第 1 9	議案第 3 9 号	農業委員会委員の任命について
日程第 2 0	議案第 4 0 号	農業委員会委員の任命について
日程第 2 1	議案第 4 1 号	農業委員会委員の任命について
日程第 2 2	議案第 4 2 号	農業委員会委員の任命について
日程第 2 3	議案第 4 3 号	農業委員会委員の任命について
日程第 2 4	議案第 4 4 号	農業委員会委員の任命について
日程第 2 5	議案第 4 5 号	農業委員会委員の任命について
日程第 2 6	議案第 4 6 号	農業委員会委員の任命について
日程第 2 7	議案第 4 7 号	農業委員会委員の任命について
日程第 2 8	議案第 4 8 号	農業委員会委員の任命について
日程第 2 9	議案第 4 9 号	農業委員会委員の任命について

会議に付した事件

- | | |
|---------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | 行政報告 |
| 日程第 5 | 議案第 2 5 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度伊根町一般会計第 8 回補正予算） |
| 日程第 6 | 議案第 2 6 号 専決処分の承認を求めることについて（伊根町介護保険条例の一部改正） |
| 日程第 7 | 議案第 2 7 号 専決処分の承認を求めることについて（伊根町国民健康保険税条例の一部改正） |
| 日程第 8 | 議案第 2 8 号 専決処分の承認を求めることについて（伊根町町税条例の一部改正） |
| 日程第 9 | 議案第 2 9 号 令和 8 年度伊根町一般会計第 1 回補正予算 |
| 日程第 1 0 | 議案第 3 0 号 令和 8 年度伊根町国民健康保険特別会計第 1 回補正予算 |
| 日程第 1 1 | 議案第 3 1 号 伊根町放任果樹伐採事業分担金徴収条例の制定について |
| 日程第 1 2 | 議案第 3 2 号 伊根町議会議員及び伊根町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について |
| 日程第 1 3 | 議案第 3 3 号 伊根町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について |

日程第 1 4	議案第 3 4 号	伊根町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 1 5	議案第 3 5 号	財産の取得について（多機能型小型動力ポンプ 付積載車）
日程第 1 6	議案第 3 6 号	財産の取得について（クライアント端末）
日程第 1 7	議案第 3 7 号	令和 7 年度伊根漁港水産物供給基盤機能保全工 事その 2 請負契約の締結について
日程第 1 8	議案第 3 8 号	京都地方税機構規約の変更について
日程第 1 9	議案第 3 9 号	農業委員会委員の任命について
日程第 2 0	議案第 4 0 号	農業委員会委員の任命について
日程第 2 1	議案第 4 1 号	農業委員会委員の任命について
日程第 2 2	議案第 4 2 号	農業委員会委員の任命について
日程第 2 3	議案第 4 3 号	農業委員会委員の任命について
日程第 2 4	議案第 4 4 号	農業委員会委員の任命について
日程第 2 5	議案第 4 5 号	農業委員会委員の任命について
日程第 2 6	議案第 4 6 号	農業委員会委員の任命について
日程第 2 7	議案第 4 7 号	農業委員会委員の任命について
日程第 2 8	議案第 4 8 号	農業委員会委員の任命について
日程第 2 9	議案第 4 9 号	農業委員会委員の任命について

会 議 の 経 過

令和8年6月4日（木）
午 前 9時30分 開議

◎ 開会・開議の宣言

○議長（佐戸仁志君） 皆さん、おはようございます。

連日、真夏のような暑さが続き、水田の水不足も今の時点で心配されています。昨日、日本列島に雨風の被害をもたらした台風も季節外れであり、夏の天候が心配されています。例年どおりの夏であってほしいと願うばかりであります。

我々議員の任期もあと半年となりました。この6月議会も活発な質疑をよろしくお願いいたします。

町長より招集の挨拶を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 皆さん、おはようございます。

令和8年第2回伊根町議会定例会の招集に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

早いものでございます。今年も6月に入りました。間もなく令和8年も折り返し地点を迎えるわけでございます。野山の新緑は本当にひときわ色濃くなり、こずえを吹き渡る初夏の風に肌も汗ばむ季節となっております。

また、先ほど議長さんのお話にありましたように、6月1日に選挙管理委員会より、任期満了に伴う町長・町議選の告示、投開票の日程が決定をされました。発表がございました。我々の任期も5か月余り、もう4年がたつわけでございます。これまた早いものでございます。

気象庁が発表した3か月予報によると、6月の天候は数日の周期で変わり、7月は平年と同様に曇りや雨の日が多くなるとのことで、梅雨の季節を迎えることになります。予報どおりならば、昨年のような水不足は回避されそうでございます。気温は平年を上回る確率が高く、今年も暑い夏になるようでございます。

さて、4月には待望のゴダイドラッグ伊根店が開業をいたしました。今まで町民の皆さんが飲料品や日用品を購入する際には、与謝野町や宮津市へ足を運ばなければいけなかったわけですが、この開業により町内での購入が可能となり、日常生活の利便性が大きく向上したところでございます。また、ゴダイ株式会社の浦上会長は開店式で、町民の方に育てていただかないと成り立たず、一緒に盛り上げてほしい、そのように述べられました。本町といたしましても、この思いに応え、ゴダイ株式会社と緊密に連携し、地域の活性化と住民サービスの向上に向け取り組んでまいります。

過日発表いたしました令和7年観光入り込み客数は約53万5,000人、観光消費額は約24億2,000万円であり、双方とも過去最高を記録いたしました。平成22年に策定をいたしました伊根町総合計画の目標数値、目指せ50万人、当時は20万から二十四、五万で推移をしておりましたその観光入り込み客数を、目指せ50万人、これを15年かかりましたが達成したところでございます。策定時は夢物語のように言われた数値が現実のものとなったわけでございます。感慨ひとしおであります。これはひとえに町民の皆様、議員各位のご支援、ご協力、ご尽力のたまものでございます。心より御礼を申し上げます。

でも、これも通過点だと思います。まだ伸びる。しかしながら、入り込み客が増えれば増えるほど新たな課題も出てまいります。というよりも、既に出ております。そういったものの解消に戦略的に取り組み、伊根町のさらなる飛躍を目指したいと思います。

本定例会にご提案申し上げますのは、専決処分の承認が4件、令和8年度補正予算が2件、条例制定が1件、一部改正が4件、契約4件、人事11件、その他1件でございます。議案等の内容につきましては提案理由により説明申し上げますので、何とぞご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げ、本定例会開会に当たりましての挨拶といたします。

○議長（佐戸仁志君） ただいまの出席議員は全員です。

ただいまから令和8年第2回伊根町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐戸仁志君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、議長において

2番、長谷川 議員

5番、山 根 議員を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合は、次の号数の議席の議員にお願いいたします。

◎ 日程第2 会期の決定

○議長（佐戸仁志君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

去る5月28日の議会運営委員会で協議の結果、今期定例会の会期は本日から6月30日までの27日間ということで決定いただきました。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日から6月30日までの27日間といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月30日までの27日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定については、お手元に配付の会期及び審議予定のとおりであります。

◎ 日程第3 諸般の報告

○議長（佐戸仁志君） 日程第3、諸般の報告を行います。

陳情書は、お手元に配付のとおりであります。

諸会議等へ議員等の出席された状況は、公務報告のとおりでございます。

監査委員から報告のあった例月出納検査結果については、事務局で保管しておりますので、必要な方は閲覧ください。

次に、長谷川総務委員長から総務委員会及び宮津与謝消防組合議会臨時会について報告いただきます。2番、長谷川議員。

○2番（長谷川貴之君） それでは、総務委員会より報告いたします。

3月3日、今後の取組について協議いたしました。

3月18日、小学校統合の動向を注視していくことに加え、今後の取組についても協議いたしました。

続きまして、宮津与謝消防組合議会臨時会の報告をいたします。

5月18日、令和8年第2回宮津与謝消防組合議会臨時会が招集され、佐戸議長と出席してまいりました。

4月に行われた与謝野町議会議員選挙に伴い、副議長の選挙が行われました。副議長には、指名推選により与謝野町議会の宮崎議長が選任されました。

専決処分でありました消防職員の給与に関する条例の一部改正については、人事院勧告に基づき、通勤手当と地域手当支給率の経過措置が改正されるもので、全員賛成で承認されました。

また、監査委員の選任については、与謝野町の安達種雄氏を選任することに同意されました。

報告は以上です。

○議長（佐戸仁志君） 最後に、大谷産業建設委員長から産業建設委員会について報告いただきます。6番、大谷議員。

○6番（大谷 功君） それでは、産業建設委員会の報告をいたします。

令和8年3月3日、産業建設委員会を開催し、空飛ぶクルマについて協議をいたしました。空飛ぶクルマについては豊岡市が取り組んでおられますので、6月の定例会中にウェブにて説明なりしていただけるか確認をいたしました。結果、6月は議会中のために要望に応えられないということ

で、議会終了後、7月中にウェブにて説明をしてもらうようなことで調整を現在進めています。
以上です。

○議長（佐戸仁志君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎ 日程第4 行政報告

○議長（佐戸仁志君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありました。

令和7年度予備費充用一覧、地方自治法施行令第146条第2項の規定による令和7年度伊根町一般会計繰越明許費繰越計算書、地方公営企業法第26条第3項の規定による令和7年度伊根町簡易水道事業会計予算繰越計算書及び伊根町新型インフルエンザ等対策行動計画については、お手元に配付のとおりであります。

これで行政報告を終わります。

◎ 日程第5 議案第25号

○議長（佐戸仁志君） 日程第5、議案第25号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度伊根町一般会計第8回補正予算）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第25号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度伊根町一般会計第8回補正予算）でございます。

1ページをご覧ください。

歳入歳出予算総額にそれぞれ1億1,976万8,000円を追加し、43億1,515万1,000円とするものでございます。

2ページ、3ページをご覧ください。

歳入です。

2款地方譲与税から11款交通安全対策特別交付金までと、少し飛びますが、22款自動車取得税交付金については、京都府から通知のあった額に補正をするものでございます。特に地方交付税では、特別交付税の3月交付分を受け、予算計上額との差額1億7,915万円を計上しております。

15款府支出金 2項府補助金3,914万7,000円の増額は、きょうと地域連携交付金の交付決定によるものでございます。

18款繰入金 2項基金繰入金1億531万9,000円の減額は、財政調整基金取崩しの取りやめ分などでございます。特別交付税増額によるものでございます。

4ページ、5ページをお願いいたします。

歳出です。

2款総務費 1項総務管理費1億1,976万8,000円の増額で、跡地活用事業の不用額を減額し、一般財源の余裕分を減債基金に積み立てるものでございます。

細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 横川課長。

○総務課長（横川 純君） それでは、細部説明をさせていただきます。

10ページ、11ページをご覧ください。

2款地方譲与税 1項1目地方揮発油譲与税8万9,000円の減額です。

2項1目自動車重量譲与税5万7,000円の減額です。

4項1目森林環境譲与税24万9,000円の減額です。

3款1項1目利子割交付金27万8,000円の増額です。

4款1項1目配当割交付金47万7,000円の増額です。

5款1項1目株式等譲渡所得割交付金136万6,000円の増額です。

6款1項1目法人事業税交付金65万8,000円の減額です。

7款1項1目地方消費税交付金614万7,000円の増額です。

12ページ、13ページをご覧ください。

8款1項1目環境性能割交付金12万4,000円の減額です。

9款1項1目地方特例交付金7万6,000円の増額です。

10款1項1目地方交付税1億7,915万円の増額です。

11款1項1目交通安全対策特別交付金25万円の減額です。

以上、地方譲与税から交通安全対策特別交付金までは、また後にご説明申し上げます自動車取得税交付金につきましては、それぞれ京都府から通知を受けた額に補正を行っておるものです。このうち特に地方交付税につきましては、特別交付税の3月交付分によるものを補正しているものとなります。

15款府支出金 2項府補助金 2目総務費府補助金3,914万7,000円の増額です。きょうと地域連携交付金の交付決定を受けたものでございます。

18款繰入金 2項基金繰入金 1目財政調整基金繰入金1億531万9,000円の減額です。特別交付税の決定による一般財源余剰分を減額するものでございます。

22款1項1目自動車取得税交付金12万7,000円の減額です。先ほどご説明申し上げましたとおり、京都府から通知を受けた額に補正を行っております。

続きまして、歳出でございます。

14ページ、15ページをご覧ください。

2款総務費 1項総務管理費 6目企画費3,789万7,000円の減額です。伊根分校跡地活用事業の入札残を減額するものでございます。

続きまして、15目財政調整基金費1億5,766万5,000円の増額です。特別交付税の決定などによる一般財源余剰分を減債基金に積み立てるものでございます。

以上で細部説明を終わります。

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑はありますか。質疑がないようでありますので、これで質疑を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから議案第25号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度伊根町一般会計第8回補正予算）を採決します。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本件は承認することに決定いたしました。

◎ 日程第6 議案第26号

○議長（佐戸仁志君） 日程第6、議案第26号 専決処分の承認を求めることについて（伊根町介護保険条例の一部改正）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第26号 専決処分の承認を求めることについて（伊根町介護保険条例の一部改正）でございます。

介護保険法施行令の一部を改正する政令が令和8年4月1日から施行されることに伴い、伊根町介護保険条例についても直ちに所要の改正の必要が生じたものでございます。

細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 石野課長。

○保健福祉課長（石野 靖君） 議案第26号 専決処分の承認を求めることについて（伊根町介

介護保険条例の一部を改正する条例) について、専決処分の詳細説明をさせていただきます。

令和7年度税制改正により、令和7年中の給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられました。介護保険の第1号被保険者の保険料は、住民税課税の有無、合計所得金額等を標準段階の所得基準として用いますが、令和7年度見直しに伴い一部の被保険者の段階が異動し、今期、令和6年から8年度の介護保険事業計画中の保険料収入が減少する可能性が出てきました。保険者、本町の責めに帰さない保険料収入不足を可能な限り防ぐ観点から、介護保険の第1号保険料への令和7年度見直しによる影響を遮断するため、介護保険法施行令の規定について所要の改正が行われました。税制改正による減収分は、介護保険法施行令の改正で対応できています。

本町の条例改正についてですが、第14条の保険料の徴収猶予に、特別の事情があることを1つの号として追加しています。これは、令和7年度の住民税非課税の方が、令和7年度税制改正による給与所得控除の引上げを見込んで、令和8年度も引き続き住民税が非課税となるように非課税基準の範囲内で就労収入を増やした場合は、特例減免を適用して令和8年度の介護保険料を算定するため、徴収猶予に新たな号を追加するということです。

厚生労働省老健局介護保険計画課から、昨年12月19日付、本年1月9日付で事務連絡がありました。比較的早くから情報の提供はありましたが、内容が、計画期間中の保険料収入の減少は施行令での対応と、個人の努力によるものは特例減免を行う、いわゆる相反する対応を求められるもので、国や府からの技術的助言も後手後手になった感があり、3月定例会での対応が困難と判断しました。議案の専決理由のとおり、介護保険法施行令の一部を改正する政令が令和8年4月1日に施行されることに伴い、伊根町介護保険条例についても直ちに所要の改正を行う必要が生じたことで、介護保険条例の一部改正について専決処分をさせていただきました。

大変簡単ではございますが、以上で、専決処分の承認を求めることについて(伊根町介護保険条例の一部を改正する条例)の説明とさせていただきます。

○議長(佐戸仁志君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑がないようですが、これで質疑を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐戸仁志君) 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐戸仁志君) 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから議案第26号 専決処分の承認を求めることについて(伊根町介護保険条例の一部改正)を採決します。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本件は承認することに決定いたしました。

◎ 日程第7 議案第27号

○議長(佐戸仁志君) 日程第7、議案第27号 専決処分の承認を求めることについて(伊根町国民健康保険税条例の一部改正)を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長(吉本秀樹君) 議案第27号 専決処分の承認を求めることについて(伊根町国民健康保険税条例の一部改正)でございます。

国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令が令和8年4月1日から施行されることに伴い、伊根町国民健康保険税条例についても直ちに所要の改正の必要が生じたものでございます。

細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(佐戸仁志君) 森田課長。

○住民生活課長(森田連三君) それでは、議案第27号 専決処分の承認を求めることについて

ご説明を申し上げます。

議案書をご覧ください。

専決理由は、国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令が令和8年4月1日から施行されることに伴い、伊根町国民健康保険税条例についても直ちに所要の改正を行う必要が生じたというものでございます。

資料の2ページ、新旧対照表をご覧ください。

第2条は、基礎賦課額の賦課限度を1万円引き上げ、67万円とするものです。

15条第1項も、賦課限度額の引上げに伴うものでございます。

資料3ページへいきまして、第2号は、保険料の5割軽減世帯の所得判定基準を30万5,000円から31万円に引き上げ、第3号は、同様に2割軽減世帯の所得判定基準を56万円から57万円に引き上げるものでございます。

以上、簡単ですが、専決処分の承認を求めることについての説明を終わります。

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑がないようですが、これで質疑を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから議案第27号 専決処分の承認を求めることについて（伊根町国民健康保険税条例の一部改正）を採決します。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本件は承認することに決定いたしました。

◎ 日程第8 議案第28号

○議長（佐戸仁志君） 日程第8、議案第28号 専決処分の承認を求めることについて（伊根町町税条例の一部改正）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて（伊根町町税条例の一部改正）でございます。

地方税法等の一部を改正する法律が令和8年4月1日に施行されることに伴い、伊根町町税条例についても直ちに所要の改正を行う必要が生じたものでございます。

細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 森田課長。

○住民生活課長（森田連三君） それでは、議案第28号 専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

議案書をご覧ください。

専決理由は、地方税法等の一部を改正する法律が令和8年4月1日に施行されることに伴い、伊根町町税条例についても直ちに所要の改正を行う必要が生じたというものでございます。

資料のほかに参考資料としてお配りをしております条例改正事項一覧をご覧くださいと思います。

今回の改正で大部分を占めますのが、軽自動車税の環境性能割が廃止されたことに伴い、環境性能割に係る規定が削除され、環境性能割と種別割の区分が不要となることで、単に「軽自動車税」と改められること、さらに、そのことによる条ずれ、項ずれ等に係る改正になります。これに該当しますが、参考資料の表、左列の番号で言いますと、1番、2番、4番から19番、24から30番になります。環境性能割の廃止については、ご承知のことと思いますので、説明は割愛させ

ていただきます。

これ以外についてご説明をいたしますと、3番は、特定大口株主が受ける配当等の所得について、所得割の課税標準に加える規定でございます。

20番は、地方税法附則第5条の4の削除に伴う項ずれの修正です。

同様に、地方税法附則第5条の4の削除に伴う項ずれが31から38番で、34番は文言整理も含まれております。

21番は、肉用牛の事業所得に係る町民税の賦課特例の参照条文が変更になり、加えて、適用期限を延長するものです。

22番は、わがまち特例の項ずれを修正するものでございます。

以上、簡単ですが、専決処分の承認を求めることについての説明を終わります。

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑はありますか。質疑がないようではありますが、これで質疑を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから第28号 専決処分の承認を求めることについて（伊根町町税条例の一部改正）を採決します。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本件は承認することに決定いたしました。

◎ 日程第9 議案第29号

○議長（佐戸仁志君） 日程第9、議案第29号 令和8年度伊根町一般会計第1回補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第29号 令和8年度伊根町一般会計第1回補正予算でございます。

歳入歳出予算総額にそれぞれ668万1,000円を追加し、40億1,868万1,000円とするものでございます。

2ページ、3ページをご覧ください。

歳入です。

15款府支出金 2項府補助金40万9,000円の増額で、教育支援体制整備事業費補助金の増額です。

17款1項寄附金50万円の増額は、花火大会応援寄附金によるものでございます。

18款繰入金 2項基金繰入金577万2,000円の増額です。財政調整基金、ふるさと応援基金からの繰入金でございます。

4ページ、5ページをお願いいたします。

歳出です。

2款総務費 4項選挙費132万2,000円の増額です。公職選挙法施行令の一部改正により、公営に要する経費に係る限度額が引き上げられたことにより増額するものでございます。

4款衛生費 1項保健衛生費45万9,000円の増額で、菅野地区墓参道原材料費等補助金を計上するものでございます。

7款1項商工費290万円の増額で、開業支援事業補助金、観光協会補助金、伊根花火補助金を増額するものでございます。

10款教育費 1項教育総務費200万円の増額で、旧本庄中学校防球ネット撤去に要する経費を計上しております。

細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い

い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 横川課長。

○総務課長（横川 純君） それでは、細部説明を行います。

歳入説明を申し上げます。

10ページ、11ページをご覧ください。

15款府支出金 2項府補助金 10目教育費府補助金40万9,000円の増額で、教育支援体制整備事業費補助金となります。

17款1項寄附金 2目指定寄附金50万円の増額で、花火大会応援寄附金です。

18款繰入金 2項基金繰入金 1目財政調整基金繰入金44万2,000円の増額です。同項5目ふるさと応援基金繰入金130万円の増額で、ふるさと応援基金を繰り入れるものでございます。

続いて、歳出でございます。

12ページ、13ページをご覧ください。

2款総務費 4項選挙費 3目町長・町議会議員選挙費132万2,000円の増額です。物価変動を考慮し、公職選挙法施行令の一部が改正されました。公営に要する経費に係る限度額がその施行令により引き上げられたことに伴い、今年度実施する町長・町議会議員選挙に係る公営経費についても増額するものでございます。

○住民生活課長（森田連三君） 4款衛生費 1項保健衛生費 3目環境衛生費45万9,000円の増額です。菅野地区より要望があった墓参道修繕事業の補助金でございます。

○企画観光課長（千賀和孝君） 7款1項商工費 2目商工業振興費110万円の増額です。中小企業対策費で、開業支援事業費補助金1件分を増額するものです。当初計上分に加えまして、新たに伊根地区で舟屋民宿の開業を支援するものです。

3目観光費180万円の増額です。

観光総務管理費130万円の増額は観光協会補助金で、伊根町マスコットキャラクターふなやんの着ぐるみの制作に対して補助するものでございます。平成22年に作成をいたしました着ぐるみが劣化により使用不能となったため、新たに同じものを制作される予定となっております。

誘客対策事業50万円の増額は、伊根花火補助金を増額するものです。某飲料メーカーの花火大会支援の寄附募集に応募したところ、伊根花火が支援先に選定されました。同社のある商品の売上げの一部を全国の支援先に寄附するもので、寄附額は1自治体当たり約50万円と見込まれております。同社からの寄附を伊根花火補助金として、全額、当初計上分に上乗せして交付するものでございます。

なお、寄附先からの申出によりまして、7月1日までは社名を伏せてほしいという申出がございましたので、某飲料メーカーとさせていただいていることをご了承いただきますようお願い申し上げます。

○教育次長（小山晋司君） 10款教育費 1項教育総務費 2目事務局費200万円の増額です。京都府が実施します府道弥栄本庄線拡幅工事に伴いまして、旧本庄中学校グラウンドの一部を京都府に売買することとしております。京都府が実施します、旧本庄中学校防球ネットとコンクリート柱12本の撤去工事に併せて、工事範囲外の防球ネットとコンクリート柱9本を撤去するものでございます。

以上で細部説明を終わります。

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑がないようですが、これで質疑を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから議案第29号 令和8年度伊根町一般会計第1回補正予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第10 議案第30号

○議長（佐戸仁志君） 日程第10、議案第30号 令和8年度伊根町国民健康保険特別会計第1回補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第30号 令和8年度伊根町国民健康保険特別会計第1回補正予算でございます。

15ページをお願いいたします。

事業勘定の歳入歳出予算総額に269万2,000円を追加し、3億8,236万6,000円とするものでございます。

16、17ページをお願いいたします。

事業勘定の歳入です。

6款府支出金 1項府補助金133万3,000円の増額で、特別調整交付金でございます。

10款繰入金 2項基金繰入金135万9,000円の増額で、財政調整基金繰入金でございます。

18、19ページをお願いいたします。

事業勘定の歳出です。

6款1項保健事業費135万9,000円の増額で、新型コロナの予防接種に係る国保加入者の負担軽減のための給付費用でございます。

9款諸支出金 3項繰出金133万3,000円の増額で、直営診療施設勘定繰出金でございます。

15ページにお戻りください。

伊根診療所勘定の歳入歳出予算総額に1,313万3,000円を追加し、1億4,554万円とするものでございます。

28、29ページをお願いいたします。

伊根診療所勘定の歳入です。

1款診療収入 2項外来収入70万4,000円の増額、3項その他の診療収入1,109万6,000円の増額で、新型コロナワクチン接種料収入などでございます。

8款繰入金、3項事業勘定繰入金133万3,000円の増額で、事業勘定繰入金でございます。特別調整交付金分でございます。

30、31ページをお願いいたします。

伊根診療所勘定の歳出です。

2款1項医業費1,313万3,000円の増額で、歯科ユニット購入費とワクチン接種に必要な医薬材料費でございます。

細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 森田課長。

○住民生活課長（森田連三君） それでは、議案第30号 令和8年度伊根町国民健康保険特別会計第1回補正予算についてご説明を申し上げます。

初めに、事業勘定です。

24、25ページをご覧ください。

2の歳入です。

6款府支出金 1項府補助金 1目保険給付費等交付金133万3,000円の増額です。特別調整交付金でございます。

10款繰入金 2項基金繰入金 1目財政調整基金繰入金135万9,000円の増額です。国

保被保険者の新型コロナ予防接種料軽減のための財源でございます。

26、27ページをご覧ください。

3の歳出です。

6款1項保健事業費 1目保健衛生普及費135万9,000円の増額です。先ほども申し上げた、国保被保険者の新型コロナ予防接種料の給付費でございます。

9款諸支出金 3項繰入金 2目直営診療施設勘定繰入金133万3,000円の増額です。先ほど申し上げました、特別調整交付金を診療所勘定に繰り出すものでございます。

続いて、伊根診療所勘定になります。

36、37ページをご覧ください。

2の歳入です。1款診療収入 2項外来収入 3目後期高齢者医療保険診療報酬収入70万4,000円の増額です。

3項その他の診療収入 1目諸検査等収入1,109万6,000円の増額です。新型コロナ予防接種に係る法定と任意の接種料です。

8款繰入金 3項1目事業勘定繰入金133万3,000円の増額です。事業勘定からの繰入金でございます。

38、39ページをご覧ください。

3の歳出です。

2款1項医業費 1目医療用機械器具費430万円の増額です。歯科の医療消耗品30万円と歯科ユニット更新の400万円を計上しております。

3目医薬品衛生材料費883万3,000円の増額です。新型コロナ予防接種に係るワクチンの購入費でございます。

以上、議案第30号 令和8年度伊根町国民健康保険特別会計第1回補正予算の説明を終わります。

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑はありますか。8番、濱野議員。

○8番（濱野茂樹君） 新型コロナウイルスワクチンの接種費用を今回、補正でされていますけれども、当初予算で計上されなかった理由を教えてくださいなと思います。

○議長（佐戸仁志君） 森田課長。

○住民生活課長（森田連三君） 当初予算の段階で計上を見送りましたのは、被保険者の数が明確に分からなかったというところがあるんですけれども、議員ご指摘のとおり、保健の分野においては当初予算で計上しておりましたので、本来であれば計上したほうがよかったのではなかったかなと考えております。

○議長（佐戸仁志君） ほかに質疑はありますか。質疑がないようでありますので、これで質疑を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第30号 令和8年度伊根町国民健康保険特別会計第1回補正予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第11 議案第31号

○議長（佐戸仁志君） 日程第11、議案第31号 伊根町放任果樹伐採事業分担金徴収条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第31号 伊根町放任果樹伐採事業分担金徴収条例の制定についてでございます。

伊根町が実施をいたします、ツキノワグマの誘因となる放任果樹の伐採事業に要する経費の一部を、受益者から分担金として徴収するための条例を制定するものでございます。分担金率は、事業

費の6分の1でございます。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 橋本課長。

○地域整備課長（橋本利将君） 議案第31号 伊根町放任果樹伐採事業分担金徴収条例の制定についてご説明申し上げます。

次のページのほうをおめくりいただきまして、条文のほうをご覧ください。

条例の趣旨でございますが、当初予算の有害鳥獣対策事業におきましてさきにご説明をしておりました、熊対策として町のほうで実施する放任果樹伐採事業に係る分担金を徴収するため、地方自治法第224条に基づく分担金の徴収に関し、必要な事項を定めるものでございます。

受益者の範囲につきましては、放任果樹の所有者または放任果樹の存在する自治行政区が対象となっております。分担金の額につきましては、町長が申し上げましたとおり、伐採事業に要した費用の6分の1、分担金の納付、徴収猶予及び減免につきましては、他の分担金条例同様の一般規定としております。

本条の施行につきましては、公布の日からとし、今年度からの事業の実施を進めてまいります。

また、これに関係しまして、放任果樹伐採事業についてご説明を申し上げます。

財源につきましては、国、環境省でございますが、こちらのクマ類総合対策事業というものを活用し、補助率のほうが、府補助率6分の1を合わせて6分の5となっております。当初予算でのご説明では4分の3を補助率として予定しておりましたが、これはクマ類総合対策事業の中の捕獲等事業、こちらのほうで伐採を計画しておりましたが、実際、出没防止対策事業のほうでございました。この事業の補助残率に合わせまして、予定しておりました分担金率4分の1を変え、6分の1として今回条例制定を行うものでございます。

特定の方に受益が生じますことから、補助残額に相当する額を受益者から分担金として受け取り、町としましては、事業の実施のほか、調整、事務手続といった労務の形で支援を行ってまいります。

実際の事業の流れとしましては、受益者からの相談に応じ、相談を受けまして担当が現地確認等を行いまして、採択可能であれば受益者から事業申請を受け、町が民間事業者へ発注を行い、伐採事業を実施するといった形になります。

当初予算で60万円計上しておりまして、予算の範囲での対応となりますので、要請が多い場合は、次年度など国庫補助財源等を確保するまで待つていただくことになるかと考えております。

対象となる果樹につきましては、住宅、公民館などの住民の方々が利用される施設のほか、耕作している田畑、道などを含めた範囲を生活圏としまして、その生活圏と、そこからおおむね200m以内の範囲にあるものを対象とする予定です。

以前から地域の要望としまして、伐採費用の負担要請というのもございましたが、それとは別に、果樹所有者が町外にいらっしゃる、地域では連絡が取れないといった問題も伺っておりました。今回、町が事業主体となりますので、町が所有する個人情報で活用できるものは活用し、町の担当のほうから町外所有者へ連絡を取り、所有者と協議するということも想定しております。

分担金を拒まれ、事業実施に至らなくとも、協議の際に所有者に対し、管理すべき果樹があることや、それが管理されていないことを伝えるといったこと。また、熊の出没時にはその状況を伝え、果樹の収穫を要請する。また、熊おり設置の了解を得るといったことも行っていければと考えております。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑はありますか。1番、上辻議員。

○1番（上辻 亨君） 今の説明でちょっと分からないことがあったので、お聞きしたいです。

これ、上限が60万円、あと、個人さんが切りたいけれども高齢者で切れないという場合とかは、役場のほうへ一度連絡するとかをして、業者も役場のほうが段取りしてくれるのか。個人さんが業者へ頼んで、例えば見積りをもらって提出するとか、そういうようなやり方をもう少し教えてほしいです。

○議長（佐戸仁志君） 橋本課長。

○地域整備課長（橋本利将君） 事業自体を伊根町がしますので、補助金とは違いまして、事業申請、事業をしてくださいという申請だけ出してもら。見積り等契約に関することは、全て町のほうで事務を進めるという形になります。

上限60万ですが、今、予算計上しているのが60万であります。財源を先ほどご説明しましたが、国の補助事業を活用して、京都府のほうでも補助を頂きながら実施するということで、その財源が確保できるのであれば、国の例えば8年度補正の補助金を活用して補正をするとか、そういった対応もする予定でございます。

今回、初年度になりますので、どっと出るのか、全然出ないのかということで、補助金自体の執行ができないということもありまして、ちょっと少なめで、様子見で出させていただいておりますが、今後出るようであれば、特に、町としては、基本的な、もう今まで管理されている、伊根町にいらっしゃる方は基本的に自分で管理してもらうのが普通なんですけれども、放任されて困っておる果樹、しかも、大体、町外にいらっしゃる方が今まで多い、そういったところの所有者確認を進めながら、所有者を特定しておいて、連絡することができて、実際にやってほしいというような要請を受ければ、予算措置をして、来年度予算で計上するとか、そういった対応を取りたいなと考えております。

以上です。

○議長（佐戸仁志君） ほかに質疑ありませんか。6番、大谷議員。

○6番（大谷 功君） 60万円という予算計上なんですけど、1件当たりどれぐらいかかるかという見当がつかないのですけれども、大体どれぐらいの見積りで何件ぐらいを予定されているのかお聞かせください。

○議長（佐戸仁志君） 橋本課長。

○地域整備課長（橋本利将君） 以前、筒川のほうで1件、地域のほうで伐採されたことがございまして、そのときでも20万円ぐらいを超えるような費用がかかったと聞いております。伐採する樹木にもよると考えておりまして、果樹の範囲にもよるんですけれども、実際に、柿とかが想定されるんですが、シイや栗の木もあります。小さいもので果樹の範囲になりますと、細かく言えば、キイチゴとかそういったものも該当するということで、ピンキリではあるなと考えております。

1件当たり30万円の2件程度で今回は上げさせてもらっています。実際にまた生えてこないような措置も必要になりますので、根の撤去とかそういった処置もしなければならぬので、20万円よりも多めに考えて、大きい木であれば、もう伐根までするとなったら、なかなか費用がかさんでくる、処分するのにも費用がかかってくるので、ちょっと今年度、様子見の形で実施していきたいなとは考えております。

以上です。

○議長（佐戸仁志君） ほかに質疑ありませんか。質疑がないようでありますので、これで質疑を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第31号 伊根町放任果樹伐採事業分担金徴収条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第12 議案第32号

○議長（佐戸仁志君） 日程第12、議案第32号 伊根町議会議員及び伊根町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第32号 伊根町議会議員及び伊根町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてでございます。

公職選挙法施行令の一部改正により、公営に要する経費に係る限度額が引き上げられたことに伴

い、所要の改正を行うものでございます。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 横川課長。

○総務課長（横川 純君） それでは、伊根町議会議員及び伊根町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についての細部説明を行います。

条例案の２ページの新旧対照表をご覧ください。

第８条は、選挙運動用ビラの１枚当たりの作成単価になります。７円７３銭を８円３８銭に改正するものでございます。

続きまして、第１１条は、選挙運動用ポスターの１枚当たりの作成単価となります。作成単価が、５４１円３１銭を５８６円８８銭に改正するものでございます。

以上で細部説明を終わります。

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑がないようでありますので、これで質疑を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから議案第３２号 伊根町議会議員及び伊根町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第１３ 議案第３３号

○議長（佐戸仁志君） 日程第１３、議案第３３号 伊根町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第３３号 伊根町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてでございます。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、所要の改正を行うもので、補償基礎額の改正でございます。

細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 横川課長。

○総務課長（横川 純君） それでは、条例の一部改正の細部説明をいたします。

本件につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部の改正に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

裏面の新旧対照表をご覧ください。

葬祭補償額が、３１万５，０００円を３３万円に改正するものでございます。

本改正につきましては、附則により４月１日から遡及適用とすることになります。

以上で細部説明を終わります。

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑がないようですが、これで質疑を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありません

か。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐戸仁志君) 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから議案第33号 伊根町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第14 議案第34号

○議長(佐戸仁志君) 日程第14、議案第34号 伊根町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長(吉本秀樹君) 議案第34号 伊根町国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。

町民税の決定に伴い、賦課目標額に必要な乗率算定を行い、所要の改正を行うものでございます。

細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(佐戸仁志君) 森田課長。

○住民生活課長(森田連三君) それでは、議案第34号 伊根町国民健康保険税条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

議案書をご覧ください。

提案理由は、将来にわたって国民健康保険制度を安定的に運営するため、乗率等の改正を行うというものでございます。

今年度の国民健康保険税については、去る1月28日に国民健康保険運営協議会でご審議をいただき、1人当たりの賦課目標額については、京都府からの各納付金の決定に基づき、医療分は4万1,000円に据え置いて、後期高齢者支援金分は3万2,000円に引き下げ、介護納付金分を4万1,000円に据え置くこととしております。また、今年度から新たに加わる子ども・子育て支援金分は3,000円としております。

それでは、資料により説明をさせていただきます。

議案条例案新旧対照表とは別に、A4判で1枚目が横向きの前年度保険税率との比較と記載した資料により、具体的な乗率等の内容についてご説明を申し上げます。

ページ番号がついておりませんが、1ページめくっていただきまして、令和8年度国民健康保険税乗率算定資料をご覧ください。

まず、医療給付分についてでございます。賦課目標額は年額1人当たり4万1,000円、前年比増減なしで、被保険者数が517人、賦課目標額は、2,119万7,000円を目標に徴収するものとしております。資料の中ほど、4、乗率でお示しをしておりますが、①の所得割率は2.9%、前年比マイナス0.6%、②の均等割額は1万2,000円、前年比のプラス100円、③の平等割額は1万2,200円、前年比のプラス300円としております。

次に、1枚おめくりいただきまして、後期高齢者支援金分ですが、賦課目標額は年額1人当たり3万2,000円、前年比マイナス3,000円で、被保険者数が517人、賦課目標額は、1,654万4,000円を目標に徴収するものとしております。資料の中ほど、4、乗率でお示しをしておりますが、①の所得割率は2.3%、前年比マイナス0.7%で、②の均等割額は9,400円、前年比マイナス800円、③の平等割額は9,500円、前年比マイナス700円としております。

もう一枚おめくりいただきまして、介護納付金分ですが、賦課目標額は年額1人当たり4万1,000円、前年と同額で、被保険者数が136人、賦課目標額は、557万6,000円を目標に徴収するものとしております。資料の中ほど、4、乗率でお示しをしておりますが、①の所得割率は2.8%で、前年比マイナス0.3%、②の均等割額は1万3,600円、前年比プラス100円、③の平等割額は7,100円、前年比プラス100円としております。

さらにもう一枚おめくりをいただきまして、子ども・子育て支援金分ですが、賦課目標額は年額1人当たり3,000円、被保険者数が463人、賦課目標額は138万9,000円としております。①の所得割率は0.2%、②の均等割額は1,000円、③の均等割額(18歳以上)は、18歳未満分を先ほど申し上げた②に加えて18歳以上に賦課するもので、これが100円、④の平等割額は600円としております。

この資料の初めのページに戻っていただきまして、前年度保険税率との比較としてモデルケース4事例について試算をいたしておりますので、後ほどご参考にご覧いただけたらと思います。

以上、国民健康保険税条例の一部改正についての説明を終わります。

○議長(佐戸仁志君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑がないようでありますので、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐戸仁志君) 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐戸仁志君) 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから議案第34号 伊根町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第15 議案第35号

○議長(佐戸仁志君) 日程第15、議案第35号 財産の取得について(多機能型小型動力ポンプ付積載車)を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長(吉本秀樹君) 議案第35号 財産の取得について(多機能型小型動力ポンプ付積載車)でございます。

第1分団第3部の積載車の更新で、昨年度の第2分団第2部の積載車更新と同様の軽自動車タイプでございます。

契約の締結に当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるものでございます。

細部につきましては担当課長から説明を申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(佐戸仁志君) 横川課長。

○総務課長(横川 純君) それでは、財産の取得について(多機能型小型動力ポンプ付積載車)についてご説明申し上げます。

契約の目的は、多機能型小型動力ポンプ付積載車の購入でございます。

契約方法は指名競争入札、契約金額は907万5,000円でございます。

契約の相手方は、京都府宮津市須津1558の8、大槻ポンプ工業株式会社、宮津営業所、所長、倉俣平でございます。

1枚めくっていただきまして、購入の概要書をご覧ください。

車両の概要としましては、前年度と同様で、軽四輪駆動車にB3級の小型ポンプを積載するタイプのもので、装備品につきましても同様でございます。今年度につきましては、第1分団第3部に配備する予定でございます。また、納期につきましては、令和9年3月5日としております。

以上で説明を終わります。

○議長(佐戸仁志君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。7番、和田議員。

○7番(和田義清君) 何回か購入されておるんですけれども、この軽のやつなんですけれども、車両の概要のところ、何か当初と変わって最近はこんな標準装備になりましたみたいな点があったら教えてほしいんですけれども。

○議長（佐戸仁志君） 横川課長。

○総務課長（横川 純君） すみません、今回の更新に当たって、昨年度と特に変更はありません。なので、同様の車両が入るものでございます。

○議長（佐戸仁志君） 7番、和田議員。

○7番（和田義清君） 昨年度じゃなくて、当初のもっと最初に入れたのと、そんな、ずっと同様ですか、装備。

○議長（佐戸仁志君） 横川課長。

○総務課長（横川 純君） すみません、軽四輪の最初に導入したものと比較してでございますが、当初から軽四輪で積載しているものと、過去3年ずっと入れておりますが、特に変更はございません。

○議長（佐戸仁志君） ほかに質疑ありませんか。質疑がないようでありますので、これで質疑を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第35号 財産の取得について（多機能型小型動力ポンプ付積載車）を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第16 議案第36号

○議長（佐戸仁志君） 日程第16、議案第36号 財産の取得について（クライアント端末）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第36号 財産の取得について（クライアント端末）の購入でございます。

役場の業務用パソコン37台の更新でございます。

契約の締結に当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるものでございます。

細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 千賀課長。

○企画観光課長（千賀和孝君） それでは、議案第36号 財産の取得について（クライアント端末）の説明を申し上げます。

契約の目的は、令和8年度クライアント端末の購入。

契約の方法は指名競争入札で、契約金額は665万3,900円となっております。

契約の相手方は、京都府福知山市字天田530番地22、株式会社堀通信、代表取締役、小嶋英昭でございます。

取得する財産は、ノートパソコン27台、デスクトップパソコン10台の計37台となっております。

次の資料をご覧ください。

事業概要です。

購入する端末は、職員が通常業務で使用する機器の更新を行うもので、購入から約5年程度経過したクライアント端末を毎年、定量的に更新を行っているものでございます。

納入期限は令和8年9月30日、納入場所は伊根町役場としております。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑がないようでありますので、これで質疑を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから議案第36号 財産の取得について（クライアント端末）を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第17 議案第37号

○議長（佐戸仁志君） 日程第17、議案第37号 令和7年度伊根漁港水産物供給基盤機能保全工事その2請負契約の締結についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第37号 令和7年度伊根漁港水産物供給基盤機能保全工事その2請負契約の締結についてでございます。

機能保全計画に基づき、大浦第1岸壁工事を本年も継続して行うものでございます。

契約の締結に当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求めるものでございます。

細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 橋本課長。

○地域整備課長（橋本利将君） 議案第37号 令和7年度伊根漁港水産物供給基盤機能保全工事その2請負契約の締結についてご説明申し上げます。

議案書をご覧ください。

契約の目的及び方法につきましては、令和7年度伊根漁港水産物供給基盤機能保全工事その2を指名競争入札により行うものです。

契約金額は6,160万円、契約の相手方は、京都府宮津市宇鶴賀2166番地、宋徳建設株式会社、代表取締役、安田洋一です。

提案理由につきましては、町長ご説明のとおりでございます。

次ページに添付の工事概要のほうをご覧ください。

今回の工事につきましては、工事延長13m、基礎捨石工1,348㎡による基礎の造成を継続して進めるものでございます。

基礎捨石工等につきましては、ご覧のとおりでございます。

延長につきまして、28mと表現されているところがございますが、工事延長より長くなってございます。こちらにつきましては、国や府への事業計画と併せて、捨石の敷きならし工のみの区画というところや、仕上がり高まで行わない捨石工の部分は工事延長に含めないこととされているためでございます。

次のページの計画平面図のほうをご覧ください。

赤色の部分、例年と同じでございますが、今回の工事の実施範囲になってございます。緑色の部分につきましては次年度以降の実施箇所、黄色の部分につきましては完了箇所でございます。赤色の実施範囲につきましては、基礎捨石が計画高まで仕上がる範囲と傾斜状に残る範囲も含めて表現しております。

次ページ、裏面のほうをご覧ください。

縦断図でございます。

こちらのほうは、海側から見た断面となっております。赤色の部分、同様でございますが、今年度事業、工事延長については、仕上がり高さまで実践する範囲を示しております。捨石の高さは6m、先行している捨石の形状に合わせ、ひし形形状に捨石が積み上がる形となっております。次年度以降も右側に実施していく形となっております。

その次のページ右側のほう、横断図のほうをご覧ください。

上段の図が前回の実施箇所でございます、赤色の部分はございません。その下段のほうの図でございますが、こちらについては、工事延長の部分より少し先に行った部分です。傾斜状になっていきますので、その部分を赤色で表現された図となっております。捨石による基礎が全て仕上がりましたら、L型コンクリート擁壁を設置し、背後地を埋めていくという工事の流れとなっております。

本工事につきましては、令和8年1月末に交付決定を受けた国の令和7年度補正による補助事業でございます、令和8年度事業につきましても発注手続を進めておる状況でございます。令和9年度で基礎捨石工が完了する予定でございます、同年にL型擁壁製作の一部実施を行っていく計画となっております。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑がないようでありますので、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから議案第37号 令和7年度伊根漁港水産物供給基盤機能保全工事その2請負契約の締結についてを採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第18 議案第38号

○議長（佐戸仁志君） 日程第18、議案第38号 京都地方税機構規約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第38号 京都地方税機構規約の変更についてでございます。

令和8年度税制改正により、京都地方税機構が処理する事務から、自動車税及び軽自動車税の環境性能割を廃止するため、その規約の一部を変更することについて、京都府及び京都市を除く福知山ほか23市町村と協議したいので、地方自治法第291条の11の規定によりこの案を提出するものでございます。

細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 森田課長。

○住民生活課長（森田連三君） それでは、議案第38号 京都地方税機構規約の変更についてご説明を申し上げます。

議案書をご覧ください。

地方自治法第291条の3第1項の規定により、京都地方税機構規約の一部を別紙のように変更するというものでございます。

提案理由は、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。

この地方自治法第291条の3とは、広域連合を組織する地方公共団体の増減、処理する事務の変更、規約の変更をするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定めるとあり、その協議については、同法第291条の11の規定において、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないとあることにより、今回提案をさせていただく次第でございます。

資料、規約案の裏面、新旧対照表をご覧ください。

今回の変更は、町長の提案説明にもありましたとおり、自動車税、軽自動車税の環境性能割が廃止されたことにより必要な整理を行うもので、第4条第1項第2号にある、広域連合の処理する事

務について、「環境性能割」と「種別割」の文言を削除し、単に「自動車税」「軽自動車税」に改めること、それから、環境性能割の規定がなくなったことによる項ずれの修正を行うものでございます。

以上、議案第38号 京都地方税機構規約の変更についての説明を終わります。

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑がないようでありますので、これで質疑を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから議案第38号 京都地方税機構規約の変更についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第19 議案第39号

～

◎ 日程第29 議案第49号

○議長（佐戸仁志君） 日程第19、議案第39号 農業委員会委員の任命についてから日程第29、議案第49号 農業委員会委員の任命についての11議案を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第39号から第49号までを一括提案するものでございます。

農業委員会委員の任命についてでございます。

農業委員会委員の任期が、令和8年7月19日をもって満了となるため、次期の委員を任命することについて議会の同意を求めるものでございます。

敬称は略させていただきます。

山口忠司、大西一彰、上岡治之助、涌田源次郎、小中正二郎、上野清、川村美紀、須川清広、上野正、大江潔、大下公明、以上の方々を次期委員に任命するものでございます。現職5名、新任6名でございます。

農業委員会の成立要件として、農業委員会等に関する法律第8条第5項で「認定農業者等が定数の過半数を占める必要がある」、そのようにされております。今回の委員のうち、認定農業者は1名ですが、農業の中心的役割を果たす方が認定農業者の他に10名おられます。合計で農業委員会の定数11名の過半数以上となります。今申し上げました、農業の中心的役割を果たす方とは、地域計画で位置づけられた地域の中核的担い手に明示されている方でございます。これにより、農業委員会等に関する法律第8条第5項のただし書きの規定により、農業委員会としての成立要件を満たしていることを申し添えます。

人事案件であり、担当課長からの細部説明は省略させていただきますが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 11議案について質疑を行います。質疑は、議案の番号の後、発言ください。質疑ありませんか。質疑なしの声がありますが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから議案第39号 農業委員会委員の任命についてを採決します。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本件は同意することに決定しました。

これから議案第40号 農業委員会委員の任命についてを採決します。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本件は同意することに決定しました。

これから議案第41号 農業委員会委員の任命についてを採決します。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本件は同意することに決定しました。

これから議案第42号 農業委員会委員の任命についてを採決します。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本件は同意することに決定しました。

これから議案第43号 農業委員会委員の任命についてを採決します。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本件は同意することに決定しました。

これから議案第44号 農業委員会委員の任命についてを採決します。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本件は同意することに決定しました。

これから議案第45号 農業委員会委員の任命についてを採決します。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本件は同意することに決定しました。

これから議案第46号 農業委員会委員の任命についてを採決します。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本件は同意することに決定しました。

これから議案第47号 農業委員会委員の任命についてを採決します。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本件は同意することに決定しました。

議案第48号 農業委員会委員の任命についてを採決します。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本件は同意することに決定しました。

これから議案第49号 農業委員会委員の任命についてを採決します。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本件は同意することに決定しました。

◎ 散 会

○議長（佐戸仁志君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、6月30日火曜日は午前9時30分から開会し、冒頭一般質問から行いますので、よろしく願います。

お疲れさまでした。

散会 11時06分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

伊根町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員